



子育て応援ナビ



おひさまひろば ③

子どもを安心して遊ばせたり、様々な人と情報交換したり、たまにはほっと一息つきたい、ちょっと悩みを聞いてほしい、そんな声にお応えする場所です。

子育てをしているお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、お子さんと一緒に遊びに来てください。

【とき】 11月2日、9日、16日、30日 毎金曜日
午前9時45分～午後4時

【ところ】 町立幼稚園2階 おひさまひろば

【対象】 未就園児と保護者

※ベッドがあるので生後2、3か月のお子さんと参加して頂く事も可能です。

※予約は不要です。開放時間内にお越しください。

※お持ち頂いた昼食を食べて頂くことが出来ます(離乳食も温められます)。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木保育園、やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

【とき】 ○松の木保育園 11月13日(火)

○やわらぎ幼稚園 11月28日(水)

開放時間：午前9時45分～11時

【対象】 1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】 各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※予約不要。

※車でのお来園をご遠慮ください。

◆問合せ 松の木保育園 ☎98-2882

やわらぎ保育園 ☎98-0063

子育て支援課 ☎98-5596



すこやかホール開放 ③

みんなで遊べるようホールを開放しています。

相談・身体測定をご希望の方は母子手帳をお持ち頂き、受付時間内にお越しください。

【とき】 11月14日(水)、28日(水)

午前9時30分～11時30分

受付：午前9時30分～10時30分

【ところ】 町立保健センター2階 すこやかホール

【対象】 就園前までのお子さんと保護者

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

おひさまひろば「ぷらす」 ③

おひさまひろば「ぷらす」は、おひさまひろばのイベントデーのことです。

【とき】 11月9日(金)午前9時45分～11時30分

【ところ】 町立幼稚園2階 遊戯室・園庭

【持ち物】 水筒(お茶)・タオル・着替え

【内容】 新聞紙あそび

※12時からはお弁当タイムです(自由参加)。

※親子ともに動きやすい服装でお越しください。

※予約は不要です。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



平成31年度

町内保育園の新規入園案内

保育園は、次の理由などにより保護者や同居の親族に代わって、子どもを保育する施設です。

- ①保護者の就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の病気や障がい
- ④親族などの介護・看護
- ⑤家庭の災害
- ⑥求職活動など

上記の要件を満たし、平成31年4月から入園を希望される人に、町内の私立保育園への入所申込書の配布と、受け付けを行います。

対象となる保育園は、やわらぎ保育園と松の木保育園です。保育ができない程度が高いと判断される家庭から順次決定します。ただし、定員に余裕がない場合は待機となります。

【受付期間】 11月1日(木)～30日(金)
午前9時～午後5時30分

※土日、祝日を除く。

【受付場所】 子育て支援課窓口

【対象年齢】 0歳児～5歳児

(平成31年4月1日現在)

※現在保育園に入園中の児童は、所定の手続きが必要になります。10月下旬に各保育園からご案内を配布します。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

やわらぎ保育園 ☎98-0063

松の木保育園 ☎98-2882

11月は児童虐待防止推進月間です

「もしかして虐待?」と気づいたら、ためらわずご連絡ください。あなたの行動が子どもの安全を守ります。通告者や相談者の秘密は厳守されます。

身近にこんな子どもはいませんか?

- ・身体に不自然なアザや傷がある
- ・やせすぎている
- ・衣服や身体が非常に不潔
- ・性的なことに過度に反応する
- ・保護者と思われる人物に対して、子ど

もが過度におびえている

【集中相談電話】

子どもの虐待ホットライン

☎06-6762-0088

11月1日(木)～5日(月)

午前11時～午後8時

※土日、祝日含む。

【連絡先】

●子育て支援課 ☎98-5596

月～金曜日(祝日・年末年始除く)

午前9時～午後5時30分

●児童相談所全国共通ダイヤル

☎189

※近くの児童相談所につながります。

※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

●大阪府富田林子ども家庭センター

☎25-2263

月～金曜日(祝日・年末年始除く)

午前9時～午後5時45分

●夜間・休日虐待通告専用電話

☎072-295-8737

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

●利用促進の取り組みと関係者の連携について

利用促進については、これまでとは異なる手法が必要になってくるでしょう。その1つがTwitterやFacebookに代表されるSNS (social networking service)の活用です。小路颯人氏(タイシテラス代表)が言われたように、若い世代にとって、SNSは一般的な広報ツールです。

少し前までは、このような道具がなかったため、モノやサービスに対する人びとの評価は、企業や組織によってコントロールされていましたが、今は「口コミ」で真実が個人から個人へ伝わる時代です。嘘やごまかしは通じません。

また、利用促進策として、伝えるべき方法や内容も変化しています。バスの運行情報を伝えたらよいだけでなく、バスに乗ると生活がどのように変化するのかを具体的に伝えることが求められています。

さらに、関係者との連携については、「三位一体」の精神が求められます。住民のみなさんと行政(太子町)と交通事業者(金剛自動車など)がそれぞれの役割と責任を果たさなくては、「明星レインボウバス」のようにはなれません。

最後に、パネリストの方がたから一言ずつ頂きましたが、佐藤貞良氏(磯長台の福祉を考えるつどい代表)からは「やっと」という言葉がありました。河南町よりも早く検討していたのにも関わらず、先を越されてしまったという気持ちからの「やっと」と思いますが、本番はこれからです。

●先進事例視察【住吉台くるくるバス】に行ってきました

10月2日(火)、「コミュニティバス」の先進地域として全国的に有名な「住吉台くるくるバス」を交通会議の委員および一般公募の方がたと視察してきました。現地の住吉台では、くるくるバスの立役者である森栗茂一先生(大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授)から、運行開始当時から現在に至る、様々な出来事をご教示頂きました。

・神戸市東灘区住吉台の概説

住吉台は、神戸市東灘区の北西に位置します。昭和40年代、六甲山系を切り開いて造成開発された住宅地で、急な坂道が多いのが特徴です。生活利便施設はわずかで、住民は「下界」のJR住吉駅まで下りて(車で5~10分程度)、その周辺や三宮方面で買い物することが多いようです。

そして、なによりも、くるくるバスが運行するまで、この住吉台には、バスが一切運行していなかったということです。自家用車に依存しなくてはならず、下りは歩いても、帰りはタクシーを利用せざるを得なかったのです。

・住吉台くるくるバスが走るまで

NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸(C

S神戸)が国土交通省「全国都市再生モデル調査」の採択を受け、2004(平成16)年2~3月にタウンミーティング、アンケート、実証運行を実施しました。タウンミーティングでは、住民の協力を得られませんでした。アンケート結果に基づくコースで実証運行(2月は無償、3月是有償)を行ったところ、住民はバスの必要性を理解したとのことでした。

その後、住民が「バスを走らせる会」を立ち上げたが、その一方で、CS神戸が主導となり、バスの運行を目指したが、住民・バス事業者・行政からの信頼を逃し、運行を断念することになり、2ヶ月間の空白期間が生じた。

そこで、住民の熱い思いを「本格運行」につなげるため、神戸まちづくり研究所が事業を継承し、2004(平成16)年6月に「東灘交通市民会議」が発足した。住民、交通事業者、学識経験者、行政の協議主体による会議で、座長には今回お世話になりました森栗茂一先生が就任されています。

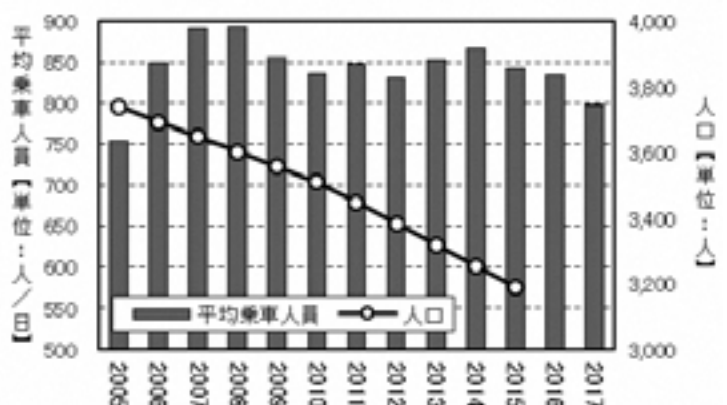
市民会議が本格運行の実現に向けて、研究と調査、議論の公開など、市民合意と多面的協働を目指して努力したことで、2005(平成17)年1月23日(日)、「住吉台くるくるバス」の運行が始まりました。同年5月には「くるくるバスを守る会」が組織され、利用促進施策の継続、くるくるバス通信の発行など、住民による支援策が積極的に行われています。

・住吉台くるくるバスの概要

くるくるバスは、みなと観光バス株式会社に委託され、住吉台とJR住吉駅前をピストン運行しています。運行時間は6時台から21時台(1時間で概ね4本が)で、1日平均およそ850人のかたが利用しています。

2006年から2015年まで、人口が14%減少しているのに対して、2006年から2017年までの平均乗車人員は6%の減少にとどまっています。つまり、相対的に、利用率は増加していると言えます。

図：くるくるバス月平均乗車人員と住吉台の人口の推移



【つづきは次号で】

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長・大阪産業大学経済学部教授の小川雅司氏が執筆したものである

地域公共交通について考える 11

●太子町地域公共交通シンポジウムを開催しました (第2弾：パネルディスカッション【後半】)

前号に引き続き、8月12日(日)に開催されました「太子町地域公共交通シンポジウム」の第2部「パネルディスカッション：公共交通を持続させるために必要なこと」の内容(後半)についてお伝えいたします。登壇者の紹介につきましては、割愛させていただきます(前号を参考下さい)。

●適正な経費負担について

まずは、パネリストの森本重和氏(明星町地区まちづくり協議会会長・明星町バス運営委員会副会長)から、大変ユニークな報告がありました。

明星町は、京都府宇治市にあります。2013(平成25)年4月、宇治市内でバス路線の再編成があり、3地域(西小倉・槇島町・明星町を含む地域)で路線が休廃止となり、バス交通を利用することが困難な状況となりました。

そこで、宇治市は2014(平成26)年3月に「宇治市のりあい交通事業」という制度を始め、地域における交通手段の確保に積極的に乗り出しました。明星町のみなさんは、この制度を活用して、同年4月に明星町地区のりあい交通「明星レインボウバス」の試験運行を始め、翌年4月から本格運行に移行しています。

運賃は大人210円(一部の区間では220円)、小児は半額と、決して安い運賃ではありませんが、地域の商業施設との協働によるスタンプラリーなど、交通事業者である京都京阪バス株式会社や宇治市の協力も得ながら、利用促進につながるダイヤの検討や広報チラシの配布など、利用促進に熱心に取り組んでいます。

さて、何がユニークかと言うと、この「宇治市のりあい交通事業」の支援のしかたです。宇治市は、本格運行に対しても支援補助をしているのですが、運行事業者の収支が赤字の場合、①赤字額の2分の1か、②赤字額×収支率(運行経費に対する運賃収入の割合)のどちらか高いほうを上限に補助しています。

たとえば、年間で600万円の経費が掛かるとすると、

表：宇治市のりあい交通事業における収支率と負担額との関係

| 収支率 | 赤字額 | 負担額 | |
|-----|-------|--------|-------|
| | | 宇治市補助金 | 地元負担金 |
| 30% | 420万円 | 210万円 | 210万円 |
| 50% | 300万円 | 150万円 | 150万円 |
| 70% | 180万円 | 126万円 | 54万円 |

[出典]「宇治市のりあい交通事業『しおり』」より引用

収支率が50%までは、上記①の赤字額の半分が宇治市から補助されます。同然ながら、残りの半分はバスを運営する地元、住民のみなさんの負担になります。

ところが、住民のみなさんが積極的にバスを利用し、収支率が50%を超えると、上記②が適用されます。表を見て頂くと分かるように、仮に収支率が70%になると、赤字額180万円の70%の126万円を宇治市が負担し、地元のみなさんの負担額は30%の54万円です。まさに「インセンティブ運賃」と言ってよいほど、住民に「乗る気持ち」を起こさせ、かつ、宇治市の補助と地元の負担を同時に抑えることができる、素晴らしいアイデアと、大変感心しました。

このように、「乗って残そう交通手段」を合言葉に、森本重和氏が副会長を務める「明星町バス運営委員会」が中心になって、自ら利用促進に取り組んでいます。当日のパネルディスカッションでは、詳しい収支状況の紹介はありませんでしたが、第3回宇治市地域公共交通会議の資料として「明星レインボウバスの収支結果(平成28年度)」が宇治市のホームページに掲載されていますので、それを以下で紹介いたします。

運行経費が年間1,452万円に対し、運賃などの収入は1,023万円(広告収入のおよそ6万円を含む)なので、赤字(欠損)額は年間で429万円となっています。収支率は70.4%(!)なので、宇治市の補助額は302万円、住民の負担金は127万円となり、これを全世帯数の830で割ると、1世帯年間で1,530円(毎月だと128円)となります。ただし、宇治市の補助額には、税金が充てられていますので、過小算出という意見もあるでしょう。そこで、市の補助額を住民が全額負担するとしたら、世帯で年間5,169円、月々でおおよそ430円です。

公共交通の特性の1つに「利用可能性」というものがあります。公共交通が運行しているからこそ、普段めったに公共交通に乗らない人も、いざと言うとき(たとえば、帰りに飲んで帰るとか、自家用車が故障したときなど)には、運賃さえ支払えば、バスや電車に乗ることができます。ただ、そのような人は普段、利用可能性という「便益(メリット)」を受けているにも関わらず、それに対する対価を支払っていません。利用可能性が維持できているのは、普段、公共交通を利用している人が運賃を払っているからです。

経費負担の原則は「受益者負担」です。これについては、稲沢文啓氏(近畿運輸局大阪運輸支局総務企画部門首席運輸企画専門官)からも指摘がありました。ただ、収支率が低い状況では、そうでしょうが、収支率がある程度、高い水準にあるならば、赤字額を税金で補填することを「利用可能性」の観点から正当化できるのではないのでしょうか。

お知らせ

下水道施設の調査を行います

町では下水道台帳を整備するため、町内全域で、下水道施設（下水道管、マンホール、宅地内最終汚水柵）の調査を行います。

調査期間中は、作業を受託した「朝日航洋株式会社」の調査員が、町内を巡回し、ご迷惑をかけないように測量などを行いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査員は町が発行した身分証を携帯しています。

【と き】 11月1日(木)～12月28日(金)
午前9時～午後5時

※平日のみ。

※今回の調査で宅地内の排水管や柵の清掃をしたり、みなさまへ費用を請求することは一切ありません。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

役場庁舎など照明・エアコン 改修工事期間及び停電日

役場庁舎などの照明・エアコンの老朽化に伴い、下記の期間に改修工事を行います。また、改修工事期間中の下記日時に役場庁舎などの停電が発生します。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

改修工事期間

10月19日(金)～12月24日(月・祝)

※工事に伴う役場の閉庁はありません。

※土日、祝日は特に集中的に工事を行います。

庁舎など停電日

12月1日(土)

午前10時～午後1時(予定)

※町立図書室については、停電時間中、開室します。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

暮らし

11月は産業廃棄物不適正処理 防止推進強化月間です

土地の所有者・管理者が、土地の管理を適切に行っていなかったり、安易に

土地を貸した結果、廃棄物が不法投棄されたり、埋め立てられたりして、周りの生活環境にも支障を及ぼすことがあります。

このような場合、土地所有者などが多額の費用を負担して撤去しなければならなくなるケースもあります。このような事態にならないよう、土地の状況を定期的に監視するなど、管理を徹底しましょう。また、土地を他人に貸すときは用途を十分確認し、書面で契約を結ぶようにしましょう。

◆問合せ 大阪府産業廃棄物指導課
☎06-6210-9572

11月はエコドライブ推進月間です

エコドライブとは、環境に配慮した運転のことです。停車時のエンジン停止やゆっくり発進などにより燃費が向上し、ガソリン代の節約にもつながります。以下の項目を参考に、エコドライブを実践しましょう。

■エコドライブ10のすすめ

- ①ふんわりアクセル「eスタート」（最初の5秒で時速20km程度が目安）
- ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
- ④エアコンの使用は適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物はおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

消費者トラブル情報

- 「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思いつ話を聞いた。「この地域は皆、この光回線にしている」と変更が必要であるかのように言われ、書類に記入したら、別会社への光回線申込だった。
- 契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「光コラボの案内。今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A社のプラン変更だと思いつ手続きをしたら、別会社との契約になっていた。

[ひとこと助言]

- NTT東日本やNTT西日本から光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）の参入が増え、これらが提供する光回線サービス（コラボ光）の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT東西との契約ではありません。
 - 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
 - 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
 - コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に出しましょう。
- 困ったときは、ご相談ください。

◆問合せ 富田林市消費生活センター
☎25-1000

行政書士無料相談

大阪府行政書士会では、行政書士による無料相談を行います。

【と き】 11月28日(水)

午後1時30分～4時30分

【ところ】 役場3階 第2・3会議室

【内容】 相続・遺言、成年後見制度、不動産の賃貸借・売買契約

※希望する人は平日の午前10時～午後6時の間に電話でご予約ください。

◆申込・問合せ

大阪府行政書士会南大阪支部

(無料相談担当：濱田) ☎50-1110

平成30年10月新規採用職員



子育て支援課兼福祉課
社会福祉士 松本 久平



太子町成人式

【と き】平成31年1月14日(月・祝)

受付：午前9時30分～

開式：午前10時～

【ところ】町立万葉ホール

【対象者】平成10年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人

※該当者には11月中旬にハガキで通知しますが、通知が届かなかつたり、内容に誤りがあった場合はご連絡ください。



◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

第31回関西矯正展

本矯正展は、刑務所についてみなさまに広く知って頂くため、大阪刑務所で年に一度行っている催事です。

会場では、矯正広報パネル展示、所内見学、刑務所作業製品の展示即売、各種団体によるイベントなどが行われます。飲食コーナーも多数用意しています。

初日には、登美丘高校ダンス部の出演が予定されています。

【と き】11月10日(土)

午前10時～午後4時

11月11日(日)

午前9時～午後3時

【ところ】大阪刑務所内特設会場

※入場無料。

◆問合せ 大阪刑務所作業部門

☎072-238-8269

FAX072-238-8289

みなみかわち歴史ウォーク

第2回 悠久の歴史を感じる近つ飛鳥風土記の丘から南河内の寺内町を巡る

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会では、今なお残る歴史をテーマに、古墳、社寺、文化遺産などを訪れるウォーキングを行います。ぜひご参加ください。

【と き】12月2日(日)

受付：午前9時30分～10時

【ところ】富田林市市民会館レインボーホール(受付・スタート)

【参加方法】参加自由(事前申込不要)

【参加費】無料(拝観料などは自己負担)

【その他】雨天決行・荒天中止

【コース】

富田林市市民会館レインボーホール(スタート)→敏達天皇陵古墳→近つ飛鳥博物館→近つ飛鳥風土記の丘→大ヶ塚寺内町→寛弘寺古墳公園→富田林寺内町(ゴール)《徒歩約13キロ》

【参加特典】

- ・参加賞(参加者の中から抽選でプレゼント)
- ・完歩賞(シリーズ全3回を完歩した人全員に賞品をプレゼント)

◆問合せ

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会事務局(松原市役所市民生活部観光課内) ☎072-334-1550

南河内観光PRキャラバン inまつばらマルシェ

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会では、南河内の魅力を広く知って頂くため、「まつばらマルシェ」に出店します。当日は南河内地域の特産品の販売をはじめ、各市町村のキャラクター着ぐるみの出演も予定しています。お問い合わせの上、ぜひ、お越しください。

【と き】11月10日(土)

午前10時～午後4時

11月11日(日)

午前10時～午後3時

【ところ】松原中央公園

※松原市「まつばらマルシェ」会場内で行われます。

【内容】・南河内地域の特産品の販売
・観光冊子の配布
・キャラクター着ぐるみの出演など

◆問合せ

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会事務局(松原市役所市民生活部観光課内) ☎072-334-1550

道の駅感謝祭

【と き】11月23日(金・祝)

午前8時～

◆問合せ 道の駅 近つ飛鳥の里・太子運営協議会 ☎98-2786

第35回 富田林商工祭

【と き】11月18日(日)

午前10時～午後2時30分

【ところ】富田林市市民会館

【内容】青果・管内事業所即売、楽しいイベント、うまいものコーナーなど

※荒天中止。

◆問合せ 富田林商工会 ☎25-1101

グリーンキャンペーン

きれいなまちに住みたいのは、私たち共通の願いです。自分の家を掃除するように、私たちの住んでいる『まち』を自らの手で大掃除しましょう。

どなたでも参加して頂けますので、ひとりでも多くの人のご協力をよろしくお願いします。

【と き】12月2日(日)

午前8時～11時

※小雨決行。

【清掃場所】町内の道路、水路、公園などの公共の場所

【集積場所】各地区ごとに決められた場所(当日、収集車が町内を巡回します。)

【ごみ袋・土のう袋の配付方法】

個人で参加頂ける人に対して、生活環境課窓口で配付します。町会・自治会へは直接配付します。

～次のことに気をつけてください～

- ・清掃作業は、事故のないようお互いに注意しましょう。
- ・当日、家庭ごみは、絶対に出さないでください。



◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522



創業をえるカタチに 事業計画書策定セミナー

- 【と き】** 12月13日(木)、18日(火)
午後7時～9時
- 【ところ】** 富田林商工会館2階 会議室
(富田林市栗ヶ池2969-5)
- 【内 容】** 13日：創業する事業のコン
セプトや戦略づくり
18日：数字から見る事業計画
書の立て方
- 【定 員】** 15人 (申込先着順)
- 【参加費】** 無料
- 【申 込】** 11月12日(月)～
- ◆問合せ** 富田林市産業環境部
商工観光課 ☎25-1000
富田林商工会 ☎25-1101

大阪府最低賃金改正

10月1日から「大阪府最低賃金」の金額が改正されました。
これにより、使用者は労働者に対して、次の金額以上の賃金を支払う必要があります。
時間額 936円

- ◎大阪府最低賃金は、大阪府内で働くすべての労働者に適用されます。
- ◎詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課、または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
- ◆問合せ** 大阪労働局労働基準部賃金課
☎06-6949-6502

働き方改革推進セミナー

働き方改革関連法案の概要説明やそれに伴う労働関係法令や労働時間制度の周知、助成金などの各種制度について、お話しします。

- 【と き】** 12月5日(水)
午後2時～4時30分
- 【ところ】** 大阪狭山市役所3階
第1会議室
- 【対 象】** 中小企業経営者・労務管理担当者、労働者、その他関心のある人
- 【講 師】** 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 社会保険労務士 木村 雅世さん
- 【定 員】** 50人 (先着順)
※11月5日(月)から申込開始。
- 【参加費】** 無料
- 【主 催】** 雇用促進広域連携協議会 (富田林市、河内長野市、大阪狭

山市、河南町、太子町、千早赤阪村)、大阪府総合労働事務所

- 【共 催】** 大阪働き方改革推進支援・賃金相談セミナー、大阪労働局、大阪府社会保険労務士会大阪南支部
- 【協 力】** 富田林商工会、河内長野市商工会、大阪狭山市商工会、南河内地域労働ネットワーク
- ◆申込・問合せ**
大阪府総合労働事務所南大阪センター
☎072-273-6100

介護就職デイ2018

- 【と き】** 11月19日(月)、20日(火)
午後2時～4時
※受付は午後3時30分まで。
- 【ところ】** ハローワーク河内長野2階
大会議室
- 【内 容】** 面接会・相談会
- 【参加企業】** 10社 (1日5社ずつ)
- 【持 ち 物】** ハローワークカード(あれば)
履歴書(複数企業に応募する場合は複数をご用意ください)
- ◆予約・問合せ**
ハローワーク河内長野職業相談部門
☎53-3081

平成30年度 南河内男女共同参画社会研究会講演会

<テーマ> 支え合いひかり輝くいのち

シンガーソングライター やなせ なな

浄土真宗本願寺派 教恩寺住職で、寺院に暮らす僧侶という視点を生かし、いのちの尊さを訴える歌を数多く制作。また、映画の企画・脚本執筆など多彩な活動を展開しています。

- 【と き】** 11月21日(水)
午後2時～3時
- 【ところ】** 河南町ぷくぷくドーム
- 【主 催】** 南河内男女共同参画社会研究会
※太子町・河南町・千早赤阪村の共同事業です。
- 【入場料】** 無料
- ◆問合せ** 住民人権課 ☎98-5515



森林環境税の取り組み状況 南河内地域説明会

大阪府では平成28年度から森林環境税をスタートさせ3年目を迎えました。今回、これまでの取り組み状況を広く府民のみなさまにお伝えするため、説明会を行います。

- 【と き】** 11月6日(火)
午後2時～3時30分
- 【ところ】** 大阪府南河内府民センター
3階 講堂
- 【申 込】** 前日までに電話、Eメール、ファックスのいずれかでお申込みください
- ◆申込・問合せ**
大阪府南河内農と緑の総合事務所
地域政策室
☎25-1131 FAX24-3231
Eメール
minamikawachinotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

防犯・防災

「鍵かけ」は盗難被害を防ぐ第一歩です

盗難被害被害の原因の多くは、無施錠によるものです。

日頃から鍵の確認を心がけ、被害に遭わないように注意しましょう。

○住宅侵入窃盗防止

- わずかな時間の外出でも確実な施錠。
- 玄関は「ワンドア、ツーロック」。
- 窓には補助錠を取り付けましょう。

○車上ねらい防止

- 車内にバッグや財布などの貴重品を置かない。ガラスを破られて盗まれます。
- 短時間でも車から離れる際は、必ず施錠しましょう。

○バイク・自転車の盗難防止

- わずかな時間でもキーを抜き、ハンドルロックの習慣をつけましょう。
- 路上駐車はしない。
- ワイヤ錠など二重に施錠しましょう。

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
危機管理課 ☎98-5525

秋の全国火災予防運動

忘れてない？サイフにスマホに火の確認
火災が発生しやすい季節を迎え、防火の重要性をご理解頂くため、11月9日(金)～15日(木)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が行われます。富田林市消防

本部では「安全・安心なまち」をめざして、火災防止対策を重点に巡回広報活動などを行います。

◆問合せ 富田林市消防本部予防課
☎23-1124

防火図画コンクール入賞・入選作品決定

同コンクールは、富田林市消防本部と防火協会が「火の用心」を呼びかけるため、管内小・中学校の児童・生徒を対象に、毎年行っています。

今年は、653点の応募の中から最優秀賞2点、入賞・入選55点の作品が選ばれました。最優秀賞は浅田 恵衣さん(高辺台小学校5年生)と藤井 爽さん(明治池中学校2年生)の作品で、この2点を「秋の火災予防運動」のポスターとして採用し、公共施設や事業所などに掲示します。

◆問合せ
富田林市消防本部予防課
☎23-1124

健康

400ml 献血へのご協力をお願いします ⑤

【と き】 11月16日(金)
午前10時～正午
午後1時～4時

【ところ】 町立保健センター
私たちの体は、異物が体内に侵入して

きた時は激しく防御します。輸血には同じ血液型の血液を使用するのはこのためですが、同じ血液型といっても実は一人ひとり微妙に異なり、同型であっても何人もの血液を輸血することは必ずしもベストではありません。

400ml 献血は200ml 献血と同様にすべての血液成分を頂く献血方法ですが、患者さんが輸血をうける場合、200ml 献血に比べて半分の人数の献血者から頂く血液ですみ、輸血による感染症や副作用を少なくすることができます。

ぜひ、400ml 献血にご協力ください。
※男性に限り、17歳から400ml 献血ができます。

なお、次に該当する人は、献血をご遠慮頂く場合がありますのでご注意ください。

- 当日の体調不良、服薬中、発熱などの人、出血を伴う歯科治療(歯石除去を除く)を受けた人
 - 一定期間内に予防接種を受けた人、
 - 6か月以内にピアスの穴をあけた人
 - 外傷のある人(傷の状態によります)
 - 動物にかまれた人
 - 特定の病気にかかったことのある人(心臓病、悪性腫瘍、けいれん性疾患、血液疾患、ぜんそく、脳卒中など)
 - 海外旅行者や海外で暮らしたことがある人
 - 輸血暦・臓器移植暦のある人
 - 妊娠中・授乳中の人
- など。詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

平成30年度 秋季太子町スポーツ教室 参加者募集 ⑧

| 教室名 | 対象年齢等 | 定員 | 教室日程 | 参加費 | 参加希望者受付期間・場所 | 公開抽選日 |
|----------|---|-----|---|--------|---|-----------------------|
| ヨガ教室(後期) | 平成30年4月1日現在18歳以上の人 ※参加者が8人未満の場合は中止することがあります。 | 25人 | 11月30日～平成31年1月25日 午後7時30分～8時45分 金曜日(全7回) ※12月28日、平成31年1月4日は休みです。 | 2,100円 | 11月16日(金)～21日(水) 午前9時～午後5時30分 町立総合体育館で受付 ※電話での申込みはできません。 | 11月22日(木) 午前9時45分～ |

※町内在住・在勤・在学の人を対象です。

《申込方法などについて》

- 申込みは先着順ではありません。受付期間中に定員を超えても受け付けます。
- 受付期間中に定員を超えた場合は、公開抽選で決定します(初めて参加される人を優先します)。
- 受付期間終了時点で定員に達しない場合は、参加希望者全員を参加者とします。以降先着順で定員に達するまで受け付けます。
- 公開抽選の出欠は自由です。抽選結果は、11月23日(金)から電話で確認できます。
- 参加費は初回の教室時にご用意ください(おつりの無いようにご協力をお願いします)。

※たいしくんスマイルは、各教室毎に1クールで8スマイルです。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

年金

出張年金相談

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、年金制度に対する理解を深めて頂くために、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

各種普及・啓発活動の一環として、厚生年金や国民年金に関する疑問などについて、天王寺年金事務所職員が出張相談に応じます。

この機会に、ねんきんネットなどを利用して、ご自身の年金記録や受給見込額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

相談を希望する人は、身分を証明できるもの、年金の加入状況がわかる資料（年金手帳やねんきん定期便など）をお持ち頂ければ、相談がスムーズに進みます。

【と き】 11月22日(木)
午前10時～正午
午後1時～4時

【ところ】 役場3階 第2会議室
※時間の予約はできません。

◆問合せ
保険医療課 ☎98-5516
天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531

保険・医療

11月1日から障がい者・ひとり親家庭医療証が新しくなります

医療機関で受診される時は、新しい医療証をご提示ください。なお、医療証が届いていない人、健康保険などの内容に変更のある人は、必ず保険医療課へご連絡

絡ください。

◆重度障がい者医療の対象者

町に住所を有し、次のいずれかの条件に該当する人。ただし、所得制限があります。

- 身体障がい者手帳1・2級を持っている人
 - 療育手帳A（重度）を持っている人
 - 療育手帳B1（中度）で身体障がい者手帳を持っている人
 - 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人
 - 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証をお持ちの人で障害年金、または、特別児童扶養手当1級該当の人
- ※7月に老人医療から重度障がい者医療へ変わられた人は、今回の更新手続きは不要です。

◆ひとり親家庭医療の対象者

町に住所を有し、前年度の所得が所得制限（児童扶養手当に準ずる）内で、次の条件に該当する人。

- ひとり親家庭の父・母、または、養育者とその児童
- ※児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子のことです。
- ひとり親家庭に該当していなくても、父、または、母が障がい者医療の対象者と同等の障がいがあり、児童がいる人はご相談ください。

◆問合せ
保険医療課 ☎98-5516

福祉

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、11月9日(金)までに

ご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 11月15日(木)
午後1時～3時

【ところ】 役場1階 相談室

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

『ともいき』～「第16回共に生きる障がい者展」～

スタンプラリーやもすやんの登場など、楽しく学べるイベントが盛りだくさん！

11月17日(土)は、よしもと芸人 濱田祐太郎さんによるトークショー、18日(日)は「IT機器展2018・ユニバーサルデザイン生活展」などを行います。ぜひ、ご来場ください。

【と き】 11月17日(土)、18日(日)
午前10時～午後4時まで

【ところ】 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）

【参加費】 無料

◆問合せ
府民お問合せセンター(ピピットライン)
☎06-6910-8001
FAX06-6910-8005

教育

太子町立中学校 創立70周年記念式典

【と き】 12月14日(金)
午後1時20分～

【ところ】 町立中学校体育館

【内 容】 記念講演、吹奏楽部による演奏など

詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 町立中学校 ☎98-0043

| 11月の「し尿」収集日 | 収集日 | 種類 |
|-------------|--------|------|
| 11月の「し尿」収集日 | 6日(火) | 小型 |
| | 6日(火) | 一般 |
| | 20日(火) | 2回取り |

| 11月の「ゴミ」収集日 | 種類 | 収集日 |
|-------------|-------------|---|
| 11月の「ゴミ」収集日 | もえるゴミ | 2日・6日・9日・13日・16日・20日・23日 27日・30日 (毎週火・金曜日) |
| | 粗大ゴミ | 14日・28日 (第2・第4水曜日) |
| | ビン・カン混合 | 12日・26日 (第2・第4月曜日) |
| | 金属類 | 7日・21日 (第1・第3水曜日) |
| | ペットボトル | 22日 (第4木曜日) |
| | プラスチック製容器包装 | 1日・15日 (第1・第3木曜日) |

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。



町・府民税の第3期納期限は11月30日(金)です

町・府民税の第3期納期限は、11月30日(金)です。忘れずにお納めください。

納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

詳しくは、納付書をご覧ください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

平成30年度 各納期限

| | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
|-------|-------|-------|--------|--------|
| 町・府民税 | 7月2日 | 10月1日 | 11月30日 | 1月31日 |
| 固定資産税 | 5月31日 | 8月31日 | 10月31日 | 12月28日 |
| 軽自動車税 | 5月31日 | | | |

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1)督促手数料

督促状を発送した場合、1通につき

100円

(2)延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9% (ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%) の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

税を考える週間 11月11日～17日

国税庁ホームページでは、「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介しています。ぜひ、ご覧ください。

◆問合せ 富田林税務署 ☎24-3281

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になります

マイナンバーカード及びICカードリーダーライターをお持ちでない人も、税務署で発行するe-Tax用の「ID・パスワード」を取得し、スマホや自宅のパソコンなどから、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、申告書を送信すれば、申告会場に行くことなく、所得税の確定申告書の提出が完了します。詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

「ID・パスワード」の発行は随時、全国の税務署で受け付けていますので、必ず運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署の窓口までお越しください (閉庁日を除く)。

◆問合せ

富田林税務署 管理運営第1部門
☎24-3281 (内線112)

※音声案内に従ってはじめて「2」を選択してください。

個人事業税

第2期分の納期限は、11月30日(金)

期限内に納付して頂きますよう、よろしくをお願いします。

第2期分の納付書は、平成30年8月にお送りした個人事業税の納税通知書に同封しています。第2期分の納付書を破損・紛失された場合は、府税事務所へお問い合わせください

※口座振替をご利用頂いている場合は、納付書は送付していません。

年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません。

個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの (30万円以下のもの) については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

- セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK (マルチメディアキオスク端末) 設置店 (五十音順)

※納付には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。

◆問合せ 大阪府南河内府税事務所
☎25-1131

年末調整説明会及び消費税軽減税率制度説明会

平成30年分の年末調整の仕方、法定調書の作成方法などについての説明会及び消費税軽減税率制度の概要や事業者支援措置 (補助金) についての説明会を、公益社団法人富田林納税協会との共催で行います。

| | と き | と ころ |
|-----------|-------------------------|----------------|
| 11月16日(金) | 午後1時～3時 年末調整説明会 | すばるホール 大ホール |
| | 午後3時～4時30分 消費税軽減税率制度説明会 | |

※駐車場には限りがあります。

◆問合せ 富田林税務署 ☎24-3281

| 11月の相談 | 種 類 | 日 程 | 時 間 | 場 所 | 問い合わせ先 |
|--------|-----------------|-------------|-------------|---------------------|---------------------------------|
| | 行政 (国の行政に関すること) | 12日(月) | 13:00～15:00 | 役場3階第2会議室 | 総務政策課 ☎98-0300 |
| | 消費者※1 | 平日の(月)～(金) | 9:00～16:00 | 富田林市役所 | 富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186) |
| | 教育 (いじめ110番・進路) | 平日の(月)～(金) | 9:00～17:00 | 教育委員会 | 学務指導課 ☎98-5532 |
| | 人 権※2 | | | 住民人権課 | 住民人権課 ☎98-5515 |
| | 就 労 | | | 観光産業課 | 観光産業課 ☎98-5521 |
| 心配ごと | 9日(金)・26日(月) | 13:30～15:00 | 役場1階第2相談室 | 社会福祉協議会 ☎98-1311 | |

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

| | |
|--------------------------|------------------------|
| 学校給食センター | ☎98-4607 FAX98-4609 |
| 教育委員会事務局 | ☎98-5533 FAX98-4514 |
| 公民館 | ☎98-5530 FAX98-5530 |
| まちづくり観光交流センター (観光産業課) | ☎98-5521 FAX98-4514 |
| 総合福祉センター (社会福祉協議会) | ☎98-1311 FAX98-2111 |
| 水道 | ☎98-5536 FAX98-5175 |
| 板屋橋浄水場 | ☎98-5537 FAX98-4622 |
| 総合スポーツ公園 (総合体育館) | ☎98-5344 FAX98-5346 |
| 保健センター | ☎98-5520 FAX98-3600 |
| 竹内街道歴史資料館 | ☎98-3266 FAX98-3279 |
| 消防署太子分署 | ☎98-3299 FAX98-4599 |
| 病院紹介 | ☎23-9919 |
| 休日診療所 | ☎28-1333 |
| 富田林警察署 | ☎25-1234 |
| 火災・救急救助 | ☎119 |

子育て

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【とき】11月5日(月)

午後2時～4時

【ところ】役場1階 相談室

◆問合せ

子育て支援課 ☎98-5596

富田林子ども家庭センター

生活福祉課 ☎25-1131

平成31年度 放課後児童会入会者募集

放課後児童会は、放課後、保護者の共働きやその他の事情により、保育、育成を受けられない児童を対象に下記のとおり入会者を募集します。

【対象】

来年度に小学校新1年生～新6年生に在籍し、保護者が就労や疾病などで、昼間、家庭にいない状態であり、保育・育成できない町内にお住まいの児童

【開設時間】

| | 通常の開設時間 | 開設時間前 | 開設時間後 |
|-------|--------------|--------------|-----------|
| 平日 | 放課後～午後6時 | | 午後6時～午後7時 |
| 土曜日 | 午前8時30分～午後6時 | 午前8時～午前8時30分 | |
| 学校休業日 | 午前8時30分～午後6時 | 午前8時～午前8時30分 | 午後6時～午後7時 |

【使用料】児童1人につき、月額6,300円

同一世帯で2人以上の児童が入会する場合は、2人目以降1人につき月額3,150円

※世帯の所得状況により減免制度があります。

※開設時間前・後については別途使用料が発生します。

※別途、教材費(おやつ代含む)を徴収します。

【申込書配布】・子育て支援課

・放課後児童会(磯長放課後児童会・山田放課後児童会)

※現在、入会している児童も3月末で退会となります。引き続き入会を希望する場合は、同様にお申込みください。

【受付期間】11月1日(木)～30日(金) 午前9時～午後5時30分

※期限厳守。

※土日、祝日除く。

【受付場所】子育て支援課

※放課後児童会での受け付けはできません。

【入会決定】平成31年1月下旬(予定)

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596



住民手づくり



第189回 たいし 聖徳市 開催

11月のたいし聖徳市は、11日(日)、「ふれあいTAISHI2018」で行います。第3日曜日の18日(日)には行いませんのでご注意ください。

12月は、第3日曜日16日(日)に行います。

※たいし聖徳市では、年間をつうじて出店者を募集しています。

出店をご希望の人は、太子町観光・まちづくり協会までお申込みください。

※たいし聖徳市実行委員会では、青空市をつうじて、活発な明るい調和あるまち創りをめざしています。

【とき】11月11日(日) 午前10時～午後3時

【ところ】太子・和みの広場 駐車場

◆問合せ

太子町観光・まちづくり協会 ☎21-1600

募 集

**第62回南大阪駅伝競走大会
参加者募集**

- [と き] 平成31年 2月 3日(日)
午前 9 時開会式
- [と ころ] PL 教団本庁内コース
- [区間・距離] 6 区間：18.2km
- [参加資格] 南河内地区内に在住・在勤及び在学する人（中学生以上）
- [参加費] 1 チーム5,000円
- [申 込] 11月 1日(木)～30日(金)
午後 5 時30分までに、参加費を添えて生涯学習課へお申込みください。

◆申込・問合せ
生涯学習課 ☎98-5534

**ひとり親家庭のための就業支援講習会
受講生募集**

(社福) 大阪府母子寡婦福祉連合会では、下記講座の受講生を募集しています。往復ハガキに、希望の講座名と住所、氏名、年齢、職業、電話番号、志望の動機、以前当連合会で受講した講座名(該当者のみ)、保育の有無(対象は2歳から就学前まで)を明記し、お申込みください。なお、応募多数の場合は抽選になります。

○パソコン初級 (20人)

- [と き] 平成31年 1月19日～3月 2日
毎土曜日 全 7 回
午前10時～午後 4 時
- ※ 1月19日は午前 9 時30分開始。
- [受講料] 5,000円 (教材費含む)
- [と ころ] 大阪府谷町福祉センター
- [申 込] 11月19日(月)～12月19日(水)
(当日消印有効)

○医師事務作業補助者実務能力認定試験
対策講座 (25人)

- [と き] 平成31年 1月19日～3月 9日
毎土曜日 全 8 回
午前 9 時30分～午後 3 時30分
- [受講料] 8,000円 (教材費含む)
- [と ころ] 大阪府谷町福祉センター
- [申 込] 11月19日(月)～12月19日(水)
(当日消印有効)

◆申込・問合せ
〒540-0012大阪府中央区谷町 5-4-13
大阪府谷町福祉センター内
大阪府母子家庭等就業・自立支援センター
☎06-6762-9498

自衛官等募集

《高等工科学校生徒》

- ★高校同等教育
 - ・修学年限 3 年、高卒資格取得
- ★特別職国家公務員の身分と待遇
 - ・期末手当年 2 回
 - ・週休 2 日制、祝日、年末年始休暇など
 - ・被服類、寝具、食事、宿舍費は無料

★『学び』が仕事

- ・中堅技術者育成

[応募資格]

日本国籍を有する男子で中卒(見込含)17歳未満の人

[受付期間]

推薦：11月 1日(木)～30日(金)
一般：11月 1日(木)～平成31年 1月 7日(月)

[試験日]

推薦：平成31年 1月 5日(土)～7日(月)
※上記日程の指定する 1 日。
一般：平成31年 1月19日(土)

《自衛官候補生》

- ★所要の教育を経て、3 か月後に 2 等陸・海・空士に任用

[応募資格]

日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

[受付期間]

年間をつうじて行っています。

[試験期日]

受付時にお知らせします。

※詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ

自衛隊大阪地方協力本部 富田林地域
事務所 ☎24-3799
FAX24-3999

太子町都市計画審議会傍聴

[会議名] 第 1 回太子町都市計画審議会

[と き] 11月 8日(木)

午前10時～正午

[と ころ] 役場庁舎 3 階 第 1 会議室

[傍聴定員] 6 人

[傍聴手続] 開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名をご記入ください。受付は先着順で行います。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

太子町空家等対策協議会傍聴

[会議名] 第 2 回太子町空家等対策協議会

[と き] 11月22日(木)

午前10時～正午

[と ころ] 太子町まちづくり観光交流センター 2 階 会議室 1

[傍聴定員] 5 人

[傍聴手続] 開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名をご記入ください。受付は先着順で行います。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

世界人権宣言70周年
平成30年度太子町人権啓発推進大会

法務省委託事業

自分らしく生きる

講師 シンガーソングライター 悠以

[と き] **12月4日(火)**

開場：午後1時30分

開演：午後2時

[ところ] 町立万葉ホール

申込不要 入場無料

[主 催] 太子町・太子町人権協会

12月4日～10日は人権週間です

太子町人権啓発推進大会は、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、住民の皆さんに人権問題について関心や理解を深めてもらうことを目的に行います。



◆問合せ 住民人権課 TEL98-5515

広告

広告